平成２８年（フ）第４２８８号
東京都豊島区目白５丁目21－７　第２和久ビル402
債務者　千葉　良隆
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６６号
釧路市大楽毛３丁目20番６号
債務者　竹澤　祥恵
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月29日午前10時30分
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第２２号
栃木県佐野市赤見町3139番地３、前住所栃木県佐野市石塚町568番地16　市営住宅99―301
債務者　森下千佳世
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月26日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２８年（フ）第４２０９号
東京都江戸川区松島３丁目23―14
債務者　森川　理沙
1　決定年月日時　平成28年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４２２２号
北海道美唄市西４条北４丁目１－４－44
債務者　三浦　光昭
1　決定年月日時　平成28年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７３号
沖縄県中頭郡北谷町字美浜14番地１　県営美浜高層住宅１－205
債務者　石川　奈美（旧姓小宮山）
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月７日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第７６号
沖縄県うるま市みどり町６丁目８番12号　山田第３アパート101
債務者　比嘉　芳美
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月７日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第７７号
沖縄県宜野湾市志真志１丁目１番５－204号　多和田アパート
債務者　金城　聖史
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月７日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第４８６号
東京都町田市南つくし野３丁目１番地３ＣＫすずかけ台439
債務者　牧野　孝信
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月２日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第５０５号
東京都多摩市落合６丁目15番地の32ハイツ杉崎201
債務者　川上　洋平
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月２日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第５５３号
東京都東久留米市幸町３丁目３番10号ハイムサンシャイン203号
債務者　犬童美津枝
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月２日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第５５７号
東京都立川市一番町１丁目23番地の22サンロード一番館301号
債務者　木村　丈夫
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月２日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３３号
栃木県足利市百頭町2044番地１　ラフォーレ百頭Ｂ－105、前住所栃木県足利市福居町1633番地１　メゾネット山口ⅢＡ棟３号室
債務者　山下　智成
1　決定年月日時　平成28年６月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月２日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２８年（フ）第４２５３号
東京都板橋区志村２丁目26－６－101
債務者　米倉　恵悦
1　決定年月日時　平成28年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部